

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会 道德教育専門部会
 道德に係る教育課程の改善等について（~~答申~~）~~審議のまとめ~~（案）~~（見え消し修正版）~~

1 道德教育の改善の方向性

（1）道德教育の使命

教育基本法においては、教育の目的として、人格の完成を目指すことが示されている。人格の基盤となるのが道德性であり、その道德性を育てることが道德教育の使命である。平成25年12月の「道德教育の充実に関する懇談会」報告では、~~も指摘されているように、~~道德教育について、~~は、~~「自立した一人の人間として人生を他者とともにより良く生きる人格を形成することを目指すもの」と述べられている。~~である。~~道德教育においては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、人が互いに尊重し協働して社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識などを~~育む身に付ける~~とともに、人間としてより良く生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ、考えを深め、~~自らの生き方を育んで~~いくことが求められる。

さらに、今後グローバル化が進展する中で、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや~~ていく上でも、また、~~科学技術の発展や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の~~を調和的な~~実現を図ることが一層重要な課題となる。こうした課題に対応していくためには、~~もていく上でも、~~社会を構成する主体である一人一人が、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、より良い方向を目指す資質・能力を備えることが~~これまで以上に~~一層重要であり、こうした資質・能力の育成に向け、道德教育は、大きな役割を果たす必要がある。~~になる。そして、その基盤となる道德性を育成することこそが、~~道德教育の使命と考える。

このように、道德教育は、人が一生を通じて追求すべき人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものでもある。

また、道德教育を通じて育成される~~道德性、とりわけ、~~内省しつつ物事の本質を考える力や何事にも主体性をもって誠実に向き合う意志や態度、~~豊かな情操~~などは、「豊かな心」とともに「生きる力」を構成する「確かな学力」や「健やかな体」の育成などの基盤ともなるものである。~~学校における道德教育は、児童生徒一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を切り拓いていく力を育む源となるものでなければならぬ。~~

その意味で、道德教育は、本来、学校教育の中核として位置付けられるべきものであるが、その実態については、学校の教育目標に即して充実した指導を重ね、確固たる成果を上げている優れた取組がある一方で、例えば、~~道德教育の要である~~本来の道德の時間~~において、その特質を生かした~~としての授業が行われていない場合があるこ

とや、発達の段階が上がるにつれ、~~道徳の時間の授業~~に対する児童生徒の受け止めが良くない状況にあること、学校や教員によって指導の格差が大きいことなど多くの課題が指摘されており、全体としては、いまだ不十分な状況にある。こうした実態も真摯に受け止めつつ、早急に改善に取り組む必要がある。

なお、道徳教育をめぐっては、児童生徒に特定の価値観を押し付けようとするものではないかなどの批判が一部にある。しかしながら、道徳教育の本来の使命に鑑みれば、特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない。

むしろ、多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質であると考えられる。

もちろん、道徳教育において、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、例えば、社会のルールやマナー、人としてしてはならないことなどについてしっかりと身に付けさせることは必要不可欠である。しかし、これらの指導の真の目的は、ルールやマナー等を単に身に付けさせることではなく、そのことを通して道徳性を養う~~培う~~ことであり、道徳教育においては、発達の段階も踏まえつつ、こうしたルールやマナー等の意義や役割そのものについても考えを深め、さらには、必要があればそれをより良いものに変えていく力を育てることをも目指していかなくてはならない。

また、実生活においては、同じ事象でも立場や状況によって見方が異なったり、複数の道徳的価値が対立し、単一の道徳的価値だけでは判断が困難な状況に遭遇したりすることも多い。このことを前提に、道徳教育においては、人として生きる上で重要な様々な道徳的価値について、児童生徒が発達の段階に応じて学び、理解を深めるとともに、それを基にしながら、それぞれの人生において出会うであろう多様で複雑な具体的事象に対し、一人一人が多角的に考え、判断し、適切に行動するための力を養うことを目指さなくてはならない。

(2) 道徳教育のねらいを実現するための教育課程の改善

こうした道徳教育の意義と課題を改めて確認した上で、本来の道徳教育のねらいがより効果的に実現されるよう、~~道徳に係る教育課程の~~改善を図る必要がある。

教育基本法をはじめとする我が国の教育の根本理念に鑑みれば、道徳教育は、教育の中核をなす~~べき~~ものであり、学校における道徳教育は、学校のあらゆる教育活動を通じて行われるべきものである。

同時に、道徳教育においては、これまで受け継がれ、共有されてきたルールやマナー、共同体の中で大切にされてきた様々な道徳的価値などについて、発達の段階に即し、一定の教育計画に基づいて学び、それらを理解し身に付けたり、様々な角度から考察し自分なりに考えを深めたりする学習の過程が重要である。このため、昭和33年に、小・中学校において、道徳の時間が設けられ、現在、道徳の時間は、各教科等

における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、児童生徒に道徳的価値の自覚や生き方についての考えを深めさせ、道徳的実践力を育成するものとされている。

このように道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方は、適切なものであり、今後も引き継ぐべきと考える。

一方で、道徳教育が期待される役割を十分に果たすことができるようにするためには、前述のように多くの点で改善が必要である。特に、道徳の時間は、各教科等に比べて軽視されがちで、道徳教育の^{かなめ}要として有効に機能していないことも多く、このことが道徳教育全体の停滞につながっているとの指摘もある。

また、今回の道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは、いじめの問題への対応であった。児童生徒がこうした現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性ある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められている。

このような状況を踏まえ、道徳教育の充実を図るためには、「道徳教育の充実に関する懇談会」の報告にもあるように、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに位置付け、その目標~~＝~~、内容、教材や評価、指導体制の在り方等等を見直すとともに、「特別の教科 道徳」（仮称）を^{かなめ}要として道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導を学校の教育活動全体を通じてより確実に展開することができるよう、~~行う道徳教育が真に充実したものとなるよう~~、教育課程を改善することが必要と考える。

こうした観点から具体的に取り組むべき事柄について、以下に提言する。

2 道徳に係る教育課程の改善方策

(1) 道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける

前述のように、道徳教育の充実に向け、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付けた上で、道徳に係る教育課程の在り方を改善する必要がある。

道徳の時間については、学習指導要領に示された内容について体系的な指導により学ぶという各教科と共通する側面がある一方で、道徳教育の要^{かなめ}となって人格全体に関わる道徳性の育成を目指すものであること、原則として学級担任が担当することが望ましいと考えられること、数値などによる評価はなじまないと考えられることなど、各教科にはない特性がある。

このことを踏まえ、教育課程上も各教科とは異なる新たな枠組みとして「特別の教科」(仮称)を設け、学校教育法施行規則に位置付けることが適切である。

あわせて、学習指導要領に示す目標~~→~~、内容を道徳の時間よりも体系的~~→~~、構造的で明確なものとするとともに、指導方法や評価の在り方についても一貫した理念のもと改善を図ることにより、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての性格を強化し、それ以外の各教科等における指導との役割分担や関連の在り方等を改善することが必要と考える。「特別の教科 道徳」(仮称)を要として、学校における道徳教育全体の充実を図ることは、教育基本法に定める「人格の完成」や「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」の育成など教育の根本的な理念の実現にとっても極めて大きな意義をもつものとする。

また、道徳の時間の授業については、特に小学校高学年や中学校において課題が大きいことが指摘されており、その改善のためには、児童生徒の発達^{かなめ}の段階を踏まえ、内容や指導方法等を適切に見直すことが必要と考えられる。なお、中学校段階では、小学校において育成される道徳性の基礎を踏まえ、人としてどのように生きるかということについて、一人一人が主体的に考えを深めることが特に重要であることに鑑みれば、「特別の教科」(仮称)として、中学校については「道徳」に代えて、例えば「人間科」などの名称を付することにより、その趣旨をより明確にすることも考えられるとの意見もあった。

さらに、当然のことながら、道徳教育の充実は、「特別の教科 道徳」(仮称)の設置だけで解決できるものではなく、「特別の教科 道徳」(仮称)を要として、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を改めて見直し、充実を図ることが必要である。

とりわけ、~~現行の学習指導要領への改訂に際して~~、道徳的実践の指導の充実を図る観点から目標や内容を見直した~~現行の学習指導要領における~~特別活動については、道徳教育において特に重要な役割が期待されるものである。このため、特別活動の特質を十分に踏まえた上で、各学校の~~道徳の指導計画~~において、特別活動と「特別の教科

道徳」(仮称)とのより明確な関連を図りつつ、連携を一層密にした計画的な指導を行うことが求められる。

さらには、~~特別活動以外の~~各教科や総合的な学習の時間等においても、教員がより明確な意識をもって道徳教育の指導に当たるとともに、「特別の教科 道徳」(仮称)との意図的、計画的な関連を図り、学校の教育活動全体を通じて行う~~としての~~道徳教育の充実につなげていくことが肝要である。

なお、「特別の教科 道徳」(仮称)の年間標準授業時数については、当面の間は、道徳の時間と同様に35単位時間(小学校第一学年は、~~のみ~~34単位時間)とし、将来的な在り方については、教育課程全体の在り方に関する検討の中で扱うこととするのが適当である。

以上を踏まえ、次のような方向で、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として教育課程上位置付けるべきである。

- 道徳教育の重要性を踏まえ、その改善を図るため、学校教育法施行規則において、新たに「特別の教科」(仮称)という枠組みを設け、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける。
- 小・中学校の学習指導要領を見直し、現行の「第3章 道徳」に代えて、適切な章立てをもって「特別の教科 道徳」(仮称)についての記述を盛り込む。
- 「特別の教科 道徳」(仮称)の目標~~と~~、内容等については、より体系的・構造的で、「特別の教科 道徳」(仮称)が、道徳教育全体の要^{かなめ}として効果的に機能するものとなるよう見直す。

(2) 目標を明確で理解しやすいものに改善する

道徳教育の目標については、小学校及び中学校の学習指導要領第1章総則及び第3章道徳において定められている。また、道徳の時間の目標については、第3章道徳において定められている。(＜参考1＞参照)

①道徳教育の目標と「特別の教科 道徳」(仮称)の目標の関係について

これらの目標については、文章の構造が複雑で理解しにくいことや、「道徳性」、「道徳的実践力」などの用語の意味、相互の関係がわかりにくいことなどが指摘されており、その改善が求められる。特に、道徳教育の目標である「道徳性」の育成と道徳の時間の目標である「道徳的実践力」の育成との関係については、本専門部会でも多くの議論があった。

「道徳性」と「道徳的実践力」の関係について、現行の学習指導要領では、必ずし

も明確に示されていない。小学校学習指導要領解説においては、「道徳性とは、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性」とされ、「道徳的実践力とは、人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の児童が道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。」とされている（中学校もほぼ同旨。）。

このような中で、例えば、「道徳性と道徳的実践力の育成方法は、全く異なるものである」、「道徳の時間には、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導を行ってはならない」などの誤解も生じ、このことが、指導に当たっての混乱を招いたり、指導の幅を狭めてしまったりした面もあることが指摘されている。

しかしながら、本来、道徳性と道徳的実践力は、いずれも児童生徒が今後出会うであろう様々な場面、状況において、道徳的行為を主体的に選択し、実践するための内面的な資質・能力を指すものであり、道徳に係る内面の向上やそれに基づく道徳的実践を求めるものであるということにおいて、基本的に同じ性質のものとして捉えるのが妥当と考える。

すなわち、学習指導要領解説において、「道徳性の育成においては、道徳的習慣をはじめ道徳的行為の指導も重要」と示されているが、このことは、道徳性の育成のための指導方法の一つとして、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導を行うことの重要性を示すものである。例えば、学校教育の様々な場面において、具体的な道徳的習慣や道徳的行為について指導を行うことがあるが、その際、最終的なねらいとしているのは、指導を通じて、道徳的習慣や道徳的行為の意義を理解し、自らの判断により、進んで適切な実践ができる資質・能力を育てることである。

また、道徳の時間において、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導を一切行ってはならないということではない。道徳の時間においても、道徳的価値の自覚に基づき、道徳的行為を主体的に選択し、実践するための資質・能力を育む上で効果的と考えられる場合には、児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、例えば、基本的なマナー、人間関係の形成やコミュニケーションの在り方などの道徳的習慣や道徳的行為について、その意義を含めた指導を取り入れることがあってよい。

以上を踏まえれば、学校における道徳教育のうち、道徳の時間に代えて設置する「特別の教科 道徳」（仮称）においては、道徳的諸価値を正面から取り上げて扱い、また、道徳的実践の中心的な学習活動の場として位置付けられる特別活動をはじめ、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育においては、各教科等の特質に応じ、その関連の中で道徳的諸価値について扱うというアプローチの違いはあるものの、いずれも最終的には、児童生徒の主体的な道徳的実践につながることを目指して、道徳に関わる内面的な資質・能力である道徳性を育成するという意味において共通するものである。このことを踏まえて、学習指導要領に道徳教育の目標と「特別の教科 道徳」（仮称）の目標をわかりやすく定めることが妥当と考える。

②道徳教育の目標について

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標については、学習指導要領の総則に定められている現行の規定を整理した上で、最終的な目標は、一人一人が、生きる上で出会う様々な場面において、主体的に判断し、道徳的行為を選択し、実践することができるよう児童生徒の道徳性を育成するものであることをより明確にするとともに、その育成に当たり、特に留意すべき具体的な事項を併せて示すなど簡潔な表現に改める必要がある。

また、その際、児童生徒の発達の段階を踏まえ、小学校の低学年、中学年、高学年及び中学校の区切りごとに特に重視すべき点を示すなど、発達の段階の違いを踏まえることが指導の効果を上げる上で有効に働くものと考えられ、現行学習指導要領において内容の取扱いに示されている重点事項も参考に、具体的な記述の在り方を検討する必要がある。

③「特別の教科 道徳」（仮称）の目標について

道徳教育の^{かなめ}要となる「特別の教科 道徳」（仮称）の目標については、道徳性の育成に向けて重視すべきより具体的な資質・能力とは何かを明確化し、発達の段階を踏まえて計画的な指導を充実する観点から規定する必要がある。具体的には、様々な課題や問題や課題を主体的に解決し、より良く生きていくために求められる資質・能力を育成するため、様々な道徳的価値について、自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、自分との関わりも含めて理解し、多角的に考え、判断するという認知的な能力、道徳的価値の大切さを感じて、悪を憎み、善を喜ぶ道徳的心情、道徳的行為を行うための意欲や態度の育成などの各側面を重視することが必要と考えられる。その際、「特別の教科 道徳」（仮称）において学んだことを授業後ももち続け、深めたり、取り組んだりできるよう留意することが求められる。

~~また、その際、児童生徒の発達の段階を踏まえ、小学校低学年、同中学年、同高学年、中学校の区切りごとに特に重視すべき点を示すなど、発達の段階の違いを踏まえることが指導の効果を上げる上で有効に働くものと考えられ、現行学習指導要領において内容の取扱いに示されている重点事項も参考に、具体的な記述の在り方を検討する必要がある。~~

以上を踏まえ、次のような方向で、道徳教育の目標と「特別の教科 道徳」（仮称）の目標について学習指導要領に規定すべきである。

- ~~道徳教育の目標も、「特別の教科 道徳」（仮称）の目標も、~~道徳に係る内面の向上やそれに基づく道徳的実践を求めるものであり、その最終的な目標は、最終的には内面的な資質・能力である「道徳性」の育成であることを前提としたわかりやすい規定とする。

- ~~総則に定める~~ 道徳教育の目標については、現行の規定を整理し、簡潔な表現に改める。具体的には、道徳教育の目標は、児童生徒の道徳性を養うことであるという根本を明確にした上で、その育成に当たり、特に留意すべき具体的な事項を併せて示す。あわせて、小学校、中学校のそれぞれの発達の段階に即した重点の示し方についても工夫する。
- 「特別の教科 道徳」（仮称）の目標については、例えば、様々な道徳的価値について自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、~~を自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて~~多角的に考え、判断する能力、道徳的心情、道徳的行為を行うための意欲や態度を育てることなどを通じて、一人一人が生きる上で出会う様々な課題や問題や課題を主体的に解決し、より良く生きていくための資質・能力を培うこととして示す。~~その際、小学校、中学校のそれぞれの発達の段階に即した重点の示し方についても工夫する。~~

（３）道徳教育の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する

現行学習指導要領では、道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳の内容として、小学校の低学年、~~中~~中学年、~~高~~高学年及び中学校の別に、発達の段階に即して重要と考えられる基本的な道徳的価値が示されている。（＜参考２＞参照）

これらの道徳的価値については、「１ 主として自分自身に関すること」、「２ 主として他の人との関わりに関すること」、「３ 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」、「４ 主として集団や社会との関わりに関すること」の四つの視点で分類されている。

①内容の位置付けについて

道徳教育は学校の教育活動^{かなめ}全体を通じて行われるものであることに鑑みれば、道徳の内容を、道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行う内容として示している現行学習指導要領の在り方は妥当であり、今後、「特別の教科 道徳」（仮称）が設置された場合も、この基本的な在り方は維持すべきと考える。

その際、「特別の教科 道徳」（仮称）においては、その目標を踏まえ、道徳的諸価値を直接の対象として取り上げ、計画的、発展的に指導する~~扱~~ことが想定されている一方、それ以外の各教科等においては、それぞれの特質に応じて、関連する道徳的諸価値について意図的~~に~~、計画的に取り上げることが求められるものであることがより明確となるよう、学習指導要領やその解説において表現を工夫する必要がある。

②四つの視点について

内容を示す上で設けられている四つの視点については、全体の構造をわかりやすく示す上で効果的との肯定的な評価が多い一方で、それぞれの視点の範囲内で指導しな

ければならないとの考えから、指導が狭い範囲に限定されがちになる場合があるなどの指摘もある。内容項目の中には、複数の視点にまたがって捉えられるものも多く、各視点に過度にこだわることなく指導すべきということについて、明確に示す必要がある。また、視点ごとに内容項目の共通性や関連性を捉え、各視点の内容や各内容項目の関連がわかるように示すことが有効との意見もあった。

また、視点の順序については、児童生徒にとっての対象の広がりについて考えれば、「自分自身」から、「他の人」、「集団や社会」、「自然や崇高なもの」へと展開する流れがわかりやすく、現行の「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」と「4 主として集団や社会との関わりに関すること」の順序を入れ替えた方が理解指導しやすいのではないかとの意見があった。さらに、生命尊重に関わることは、その重要性に鑑み、内容項目の最初に位置付けるべきとの意見や、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」の視点に属する内容項目全体を最初の視点にすべきとの意見もあり、これらも踏まえ、その在り方を見直すべきである。

③内容項目について

内容項目については、児童生徒の発達の段階や実態、児童生徒を取り巻く環境の変化なども踏まえつつ、児童生徒が興味・関心をもって主体的に考え、自らの生き方に生かすことができるよう、必要な改善を行うことが求められる。

具体的には、例えば、大きな社会問題となっているいじめの問題への対応のため、発達の段階も考慮しつつ、人間の弱さや醜さを踏まえて、~~一方での~~困難に立ち向かう強さや気高さを培うに関することや、生命を尊重する精神を育むことなどをより重視することなどが考えられる。また、社会参画など社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わることや規範意識、法などのルールに関する思考力や判断力などについても充実が必要と考えられる。さらに、今後のグローバル化の中では、価値観の異なる他者との共生なども重要な内容であり、その際、宗教が社会で果たしている役割や宗教に関する寛容の態度などについて授業の中でどのように扱うべきかについて、学習指導要領等の配慮事項として示すべきとの意見もあった。

また、小学校から中学校までの内容の体系性を高めるとともに、構成やねらいをわかりやすく示して指導の効果を上げるなどの観点から、内容項目ごとにその内容を端的に示すキーワード（例：「正直、誠実」「公正、公平、正義」など）も併せて明示することや、発達の段階によって求められる指導内容の違いがより明確に伝わるような表現の工夫を行うことなども有効と考えられる。

さらに、「特別の教科 道徳」（仮称）において、児童生徒の発達の段階等も踏まえ、人間がもつべき謙虚さや人間の存在価値などを押さえつつ、例えば、情報モラル、生命倫理など現代社会を生きる上での課題の扱いを充実することが必要と考えられ、その旨を学習指導要領やその解説において適切に示す必要がある。

以上を踏まえ、~~道徳教育~~の内容について、主に次のような点について改善を図るべきである。

- 道徳教育の内容は、「特別の教科 道徳」(仮称)を^{かなめ}要として学校の教育活動全体で行う道徳教育の内容として位置付けた上で、「特別の教科 道徳」(仮称)とそれ以外の各教科等において求められる取組の相違が明確になるよう示し方を工夫すること。
- 四つの視点の意義を明確にするとともに、その順序等を適切なものに見直すこと。
- 内容項目について、いじめの問題への対応をはじめ、児童生徒の発達の段階や実態、児童生徒を取り巻く環境の変化などに照らし必要な改善を行うとともに、キーワードなども活用しつつ、より体系的で効果的な示し方を工夫すること。
- 情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実すること。

(4) 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する

①多様で効果的な指導方法の積極的な導入について

道徳教育の指導方法をめぐっては、これまでも、例えば、道徳の時間において、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があることや、発達の段階などを十分に踏まえず、児童生徒に望ましいと思われるわかりきったことを言わせたり書かせたりする授業になっている例があることなど、多くの課題が指摘されている。道徳教育を通じて、自分が直面する様々な事象の中で、状況を深く見つけ、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを判断し、そのことを実行する手立てを考え、取り組めるようにしていくなどの改善が必要と考えられる。

道徳教育においては、児童生徒一人一人がしっかりと課題に向き合い、教員や他の児童生徒との対話や討論なども行いつつ、内省し、熟慮し、自らの考えを深めていくプロセスが極めて重要であり、「特別の教科 道徳」(仮称)においても、そのねらいの達成に向け、言語活動や多様な表現活動等を通じて児童生徒に考えさせる授業を重視する必要がある。互いの存在を認め尊重し、意見を交流し合う経験は、児童生徒の自尊感情や自己への肯定感を高める上でも有効と考えられる。

あわせて、「特別の教科 道徳」(仮称)の目標や指導のねらいに即し、一人一人が見通しをもって主体的に考え、学ぶことができるよう、その内容を学ぶことの意義を理解させたり、学んだことを振り返らせたりする指導が重要である。

さらに、多様で柔軟な指導の充実を図る観点から、「特別の教科 道徳」(仮称)において、その特質や児童生徒の実態も踏まえつつ、例えば、授業1時間につき、一つの内容項目に限定するのではなく、複数の内容項目を関連付けた指導を行うことや、一つの内容項目を複数の時間で扱うような指導を行うことなどもあってよい。特に、各学校において重点的な指導を行う内容については、「特別の教科 道徳」(仮称)を要として、関連する各教科等での指導や家庭との連携を視野に入れた計画的な指導を行うなどの工夫も求められる。

また、指導のねらいに即し、適切と考えられる場合には、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導、問題解決的な学習や体験的な学習、役割演技やコミュニケーションに係る具体的な動作や所作の在り方等に関する学習などの指導を、発達の段階を踏まえつつ取り入れることも重要である。その際には、単に活動を行って終わるのでなく、児童生徒が活動を通じて学んだことを振り返り、その意義などについて考えることにより、道徳的価値の自覚を深め、様々な課題を主体的に解決するための資質・能力の育成に資することとなるよう十分に留意する必要がある。

情報モラル、生命倫理など現代社会を生きる上での課題を扱う場合にも、問題解決的な学習を行ったり討論を深めたりするなど指導方法を工夫していくことが求められる。

さらにはまた、発達の段階によっても効果的な指導方法は異なることから、小学校と中学校での指導には一定の違いがあつてしかるべきである。このことに関して、例えば、中学校においては、学習指導要領に重点として示す事項や学校の定める重点などを除き、内容項目を全て毎学年で扱うのではなく、生徒の実態等も踏まえつつ、3年間の中で計画的に完結させるものもあつてよいとするなど柔軟な扱いも認めるべきとの意見もあつた。こうした点も踏まえつつ、各学校における指導の充実が図られるよう、学習指導要領やその解説等において留意点等を示す必要がある。

②道徳の指導計画の改善について

指導の前提となる各学校の「道徳教育の全体計画」や「道徳の時間の年間指導計画」については、これに基づき関係者が協働して計画的に取り組み、効果を上げている効果的に活用されている学校もある一方で、形式的なものにとどまりがちで、本来の役割を果たしていない学校も多いと指摘されている。

道徳教育の充実のためには、各学校において、児童生徒の実態や地域の実情等を踏まえ、学校としての道徳教育の重点を改めて見直すとともに、計画の段階から「特別の教科 道徳」(仮称)と各教科等との密接な連携を強化することが不可欠である。このため、「特別の教科 道徳」(仮称)の年間指導計画については、「道徳教育の全体計画」はもとより、各教科等の年間指導計画と関連をもたせながら作成する必要がある。特に、特別活動については、「特別の教科 道徳」(仮称)との関連を重視した指導を行うことで、道徳教育としての効果を一層高めることが期待されるところであり、計画的な取組が強く求められる。計画の作成に当たっては、年間にわたって指導内容の全体を調和的に指導することや、小学校であれば6年間、中学校であれば3年間にわたって計画的、発展的に指導することに留意する必要がある。家庭や地域との連携を具体的に示すこと、学級担任を中心に教員全員が関われるように計画を具体化することなどの工夫も重要である。特に、特別活動については、「特別の教科 道徳」(仮称)との関連を重視した指導を行うことで、道徳教育としての効果を一層高めることが期待されるところであり、計画的な取組が強く求められる。

さらに、学校全体で取り組む道徳教育を各学級でどのように具体化するかを明記し

た計画なども活用しつつ、学年内で協働するなどして充実を図ることも重要である。

こうした点も踏まえつつ、道徳教育を軸に学校全体のカリキュラムマネジメントの充実が図られるよう、「道徳教育の全体計画」に関しては、「特別の教科 道徳」（仮称）とのつながりに十分留意しながら、学習指導要領の総則に示すことも考えられる。

③学校における指導体制の充実について

学校においては、校長が明確な道徳教育の方針をもち、そのリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全教員が役割を分担して、学校として組織的に道徳教育を推進することが一層求められる。

「特別の教科 道徳」（仮称）の指導に当たっては、児童生徒を最も理解している学級担任が原則として担当することが適当と考えるが、全てを学級担任任せにするのではなく、校長をはじめとする管理職や、学年や学校の教員全体が、自らの得意分野を生かす取組なども重要である。「特別の教科 道徳」（仮称）に係る指導力は、教員の教育活動全般にわたっての指導力を高める上でも極めて重要なものであり、例えば、学校の全ての教員が、授業の準備、実施、振り返りの各プロセスを含め、道徳の学習指導案の作成や授業実践を少なくとも年に1回は担当して授業を公開するなど学校全体での積極的な指導力向上の取組も望まれる。

④学校と家庭や地域との連携の強化について

家庭や地域との連携による道徳教育を推進するため、各学校における「道徳教育の全体計画」の作成に当たって家庭や地域の参加を得ることや、~~完成した~~全体計画や道徳教育に関する情報をホームページや学校だより等で積極的に発信し、家庭や地域と共有することも求められる。

また、キャリア教育や社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わる教育（いわゆるシティズンシップ教育）等の充実の観点からも、外部の人材の協力を得ることや、「特別の教科 道徳」（仮称）の授業の積極的な公開、土曜日の活用なども含めた家庭や地域の人々も参加できる授業の工夫など、家庭や地域との連携を強化することが重要である。

家庭や地域の理解を得て連携した取組を推進するためには、例えば、学校運営協議会などを活用し組織的に取り組むとともに、学校評価と関連付けることなども効果的と考えられる。~~これらを通じて、「点」から「面」へと、道徳教育の充実に向けた取組を地域全体で推進していく必要がある。~~

以上のような指導方法に係る課題の多くは、基本的には、各学校における校長のリーダーシップに基づく取組や個々の授業において改善が図られるべき事柄であるが、例えば、以下のような点を学習指導要領やその解説、さらには、より具体的に教師用資料等においても指導上の留意事項等として示すとともに、国や地方公共団体においても改善に向けた実践を支援することが求められる。

- 「特別の教科 道徳」(仮称)において、目標や指導のねらいに即し、児童生徒の発達の段階を踏まえた上で、対話や討論など言語活動を重視した指導、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導や問題解決的な学習を重視した指導などを柔軟に取り入れることが重要であること。
- 小学校と中学校の違いを踏まえた指導方法の工夫など、指導の効果を上げるための多様な取組を行う必要があること。
- 「道徳教育の全体計画」や「道徳の時間の年間指導計画」が実質的なものとして機能するよう学習指導要領の規定を改善するとともに、各学校の道徳教育の重点を改めて見直した上で、学校全体として取組を改善する必要があること。
- 学校における授業体制の充実を図るとともに、授業公開や家庭や地域の人々も参加できる授業の工夫など、家庭・地域との連携の強化を図ることが重要であること。

(5) 「特別の教科 道徳」(仮称)に検定教科書を導入する

現在、道徳教育用教材として文部科学省が作成した「私たちの道徳」が全国の小・中学生に配布され、道徳の時間をはじめ、学校の教育活動全体で行う道徳教育全体において、また、家庭や地域との連携などにおいて活用されている。

道徳教育の充実を図るためには、充実した教材が不可欠であり、今後、道徳教育の要である「特別の教科 道徳」(仮称)の中心となる教材として、全ての児童生徒に無償で給与される検定教科書を導入することが適当である。

このため、「特別の教科 道徳」(仮称)を学校教育法施行規則及び学習指導要領に位置付けるための制度改正を行った後、「特別の教科 道徳」(仮称)の特性を踏まえ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるといった基本的な観点に立ち、教科書検定の具体化に取り組む必要がある。また、学習指導要領の改訂においては、教科書の著作・編集や検定の実施を念頭に、これまでよりも目標や内容、内容の取扱い等について具体的に示すなどの配慮が求められる。

検定教科書が供給されることとなった後も、道徳教育の性格に鑑みれば、教科書の内容を一方向的に教え込むような指導が不適切であることは言うまでもない。また、教科書のみを使用するのではなく、各地域に根ざした郷土資料など、多様な教材を併せて活用することが重要と考えられる。国や地方公共団体には、道徳教育の教材の開発・活用のため、引き続き支援の充実に努めることが求められる。

以上を踏まえ、教科書や教材の使用について、学習指導要領の改訂に当たり、以下のような点に留意しつつ、適切に取り扱うことが求められる。

- 「特別の教科 道徳」(仮称)の教科書の著作・編集や検定の実施を念頭に、学習指導要領の記述をこれまでよりも具体的に示すなどの配慮を行うこと。

- 道徳教育の性格に鑑み、教科書だけでなく、多様な教材が活用されることが重要であり、国や地方公共団体は、教材の充実のための支援に努める必要があること。

(6) 一人一人の良さを伸ばし、成長を促すための評価に改善する

現行学習指導要領においては、道徳教育の評価について、「児童の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。」(小学校学習指導要領。中学校学習指導要領においても同旨。)とされている。

また、指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿であり、文部科学省が示した参考様式をもとに、学校の設置者が様式を定めているものである。

現在の参考様式の「指導に関する記録」には、道徳の時間の記録欄が示されていない。一方、各教科、道徳、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童生徒の行動については、「行動の記録」欄が設けられている。同欄については、学習指導要領の総則及び道徳の目標や内容、行動の記録の評価項目及びその趣旨を参考にして、設置者が項目を適切に設定するとともに、各学校が自らの教育目標に沿って項目を追加できるようになっており、各項目の趣旨に照らして十分に満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入することとされている。

教育において指導の効果を上げるためには、指導計画の下に、目標に基づいて教育実践を行い、指導の~~内容や~~ねらいや内容に照らして児童生徒の学習状況や実態を把握するとともに、その結果を踏まえて、学校としての取組や教員自らの指導について改善を行う評価のPDCAサイクルが重要であり、このことは道徳教育についても同様である。

しかしながら、これまで、道徳教育に関しては、指導要録に固有の記録欄が設定されていないこともあり、必ずしも十分な評価活動が行われておらず、このことが、道徳教育を軽視する一因となったとの指摘もなされている。

今回、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付けるとともに、道徳教育全体の充実を図るためには、これまでの反省に立ち、評価についても改善を図る必要がある。

①評価に当たっての基本的な考え方について

道徳教育における評価は、指導を通じて表れる児童生徒の道徳性の変容を、指導のねらいや内容に即して把握するものである。このことを通じて、児童生徒が自らの成

長を実感し、学習意欲を高め、道徳性の向上につなげていくとともに、評価を踏まえ、教員が道徳教育に関する目標や計画、指導方法の改善、充実に取り組むことが期待される。

道徳教育の評価の基盤には、教員と児童生徒との人格的なふれあいによる共感的な理解が存在することが重要である。その上で、児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童生徒が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すべきと考える。

なお、道徳性は、極めて多様な児童生徒の人格全体に関わるものであることから、個人内の成長の過程を重視すべきであって、「特別の教科 道徳」（仮称）について、指導要録等に示す評価として、数値などによる評価は導入すべきではない。

道徳性の評価に当たっては、指導のねらいや内容に照らし、児童生徒の学習状況を把握するために、児童生徒の作文やノート、質問紙、発言や行動の観察、面接など、様々な方法で資料等を収集することになる。その上で、例えば、指導のねらいに即した観点による評価、学習活動における表現や態度などの観察による評価（「パフォーマンス評価」）~~（注1）~~、学習の過程や成果などの記録の積み上げによる評価（「ポートフォリオ評価」）~~（注2）~~などのほか、児童生徒の自己評価など多種多様な方法の中から適切な方法を用いて評価を行い、課題を明確にして指導の充実を図ることが望まれる。

なお、児童生徒の道徳性は、一人一人、様々に変容し成長していくものであることから、長期的な視点に立って継続的にその成長を把握していくことも重要である。

また、評価を効果的に実施するためには、教員の研修をはじめ、学校全体としての組織的な取組の推進や、評価方法等に関する情報の充実が必要であり、国や地方公共団体においても、評価に関する参考資料の作成や研修の充実などの支援に努めるべきである。

~~（注1）「パフォーマンス評価」とは、知識やスキルを使いこなす（活用・応用・総合する）ことを求めるような評価方法（問題や課題）であり、様々な学習活動の部分的な評価や実技の評価をするという単純なものから、レポートの作成や口頭発表等により評価するという複雑なものまでを含んでいる。また、筆記と実演を組み合わせたプロジェクトを通じて評価を行うことを指す場合もある。~~

~~（注2）「ポートフォリオ評価」とは、児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的に集積したファイル等を集積し、そのファイル等を活用して児童生徒の学習状況を把握するとともに、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を示すものである。~~

②指導要録について

「特別の教科 道徳」（仮称）については、指導要録に専用の記録欄を新たに設け、当該授業における児童生徒の学習状況を踏まえ、成長の様子などに係る顕著な事項を文章で記述することが考えられる。その際、様々な観点から多様な方法で収集した資

料を基にして、多面的、継続的に児童生徒の道徳性の成長を把握した結果を総合的に記載するとともに、評価を通じて、児童生徒のより良く生きようとする意欲や可能性を認めるものとなるよう留意する必要がある。

また、現行の指導要録の「行動の記録」を改善し活用することにより、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の成果として行動面に表れたものを評価することなど~~もについては、現行の指導要録の「行動の記録」を改善し活用することなどが考えられる。~~

以上を踏まえ、道徳教育の評価に関して、次のような点を学習指導要領やその解説等に盛り込むことが求められる。

- 道徳教育の充実のためには、目標を踏まえ、指導の~~内容やねらい~~や内容に照らし、児童生徒一人一人の良さを伸ばし、道徳性に係る成長を促すための適切な評価を行うことが必要であること。このことは、道徳教育に係る学校や教員の指導改善等にも不可欠であること。
- 児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価していく必要があること。ただし、「特別の教科 道徳」（仮称）について、数値などによる評価を行うことは不適切であること。
- 指導要録について、「特別の教科 道徳」（仮称）に関して、学習状況や成長の様子などを文章で記述するための専用の記録欄を設けることなど改善を図る必要があること。

なお、「特別の教科 道徳」（仮称）や学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の評価について、指導要録の具体的な改善策等については、今後、文部科学省において、更に専門的に検討を行うことが求められる。

3 その他改善が求められる事項

道徳教育の充実のためには、これまで述べたような教育課程の改善に係る事項に加え、教員の指導力向上などの取組が欠かせない。

大学の教員養成課程の在り方や教員免許の在り方などについても意見があったが、これらについては、平成26年7月29日に文部科学大臣から中央教育審議会に対し、「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」の諮問がなされ、別途検討が進められることとなっている。

また、特別支援学校における道徳教育の充実については、主に学習指導要領の次期全面改訂に際し、本格的に検討されるべき事柄である。しかしながら、特別支援学校小学部及び中学部の道徳教育については、障害の状態等に応じた配慮事項を除き、小学校及び中学校の学習指導要領に準ずることとされており、今回の小学校及び中学校の学習指導要領の改訂に併せて、特別支援学校小学部及び中学部の学習指導要領についても改訂を行うことが適当と考える。

さらに、幼稚園や高等学校における道徳教育の充実については、学習指導要領の総則に関わる部分を除き、主に次期全面改訂に際し、本格的に検討されるべき事柄であるが、今回の検討に当たっても様々な意見があった。

これらについての審議の結果についても以下に付記し、各学校における実践や行政における具体的な政策立案、今後の関連事項に関する審議の参考等に供したい。

(1) 教員の指導力向上

校長をはじめとする管理職の研修における道徳教育の扱いを抜本的に充実する必要がある。その際、例えば、道徳の時間の授業を参観した後に、その授業に関して協議を行うなど、各教員への指導を行うための実践的な内容の研修を重視する必要がある。

また、どのように道徳の時間の授業を行えばよいか悩んでいる教員も多いと考えられることから、従来の研修に加え、映像なども活用し、優れた道徳の優れた授業の多様な指導方法に関する資料の作成など教員を支援するための方策について検討を行う必要がある。

こうした取組を推進することにより、「特別の教科 道徳」(仮称)の実施までには、国や地方公共団体において、全ての教員が、研修の受講をはじめ道徳教育に関する指導力向上のために必要な支援を得ることができる環境を整備することが求められる。

各学校に配置される道徳教育推進教師には、主幹教諭や指導教諭など指導の力量のある者を充て、授業研究や研修計画を充実させ、教員の指導力の向上を図るなど、校内の道徳教育のリーダーとしての役割を十分に果たせるようにすることが重要である。

さらに、複数の学校の道徳教育推進教師のリーダー役として助言等を行う「道徳教育推進リーダー教師」(仮称)の設置の促進や、道徳教育を専門に担当する指導主事の配置、道徳教育に長けた退職教員や民間人材の活用など、教員の指導力向上を推進するためのスタッフの充実も求められる。

(2) 教員免許や大学の教員養成課程の改善

「特別の教科 道徳」(仮称)を担当する教員について、特に、中学校については、扱う内容や指導方法の高度化が求められることなどを踏まえ、将来的には専門の免許状を設けるべきとの意見があった。また、学校図書館法に定める司書教諭のように道徳教育に関する一定の講習を修了した者を道徳教育推進教師に充てる仕組みとすべきなどの意見があった。

また、大学の教員養成課程における道徳教育については、理論面、実践面、実地経験面の三つの側面から改善・充実を図る必要があるとあり、現在、小・中学校については、「道徳の指導法」の2単位、高等学校については、履修が必須ではない状況となっている基準を見直し、道徳教育を専門的に学べるようカリキュラムの改善と履修単位数の増加を検討することが必要との意見があった。あわせて、各大学において道徳教育の指導に当たる教員の養成のためにも、大学における道徳教育に係る教育研究組織の改善・充実に向けた積極的な取組が期待される。

(3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育の充実

幼稚園教育要領においては、幼児の道徳性や規範意識の芽生えを培うことが示されており、例えば、幼稚園における遊びを通じた課題解決型の指導を充実するとともに、その良さを小学校低学年においても取り入れるなど、~~幼~~~~小~~接続を円滑化していくことが有効と考えられる。

また、高等学校段階は、一人一人が人生を歩んでいく上での手掛かりや内面的な基盤を確立すべき時期であり、哲学や宗教などに関する基礎的な教養を養うとともに、今日的な課題に関する多角的、批判的、創造的な議論の経験を重ねることなどが求められる。しかしながら、一部の地方公共団体において、高等学校での道徳教育のために一定の授業時数を確保し、必修化するなどの取組は見られるものの、全体としては、高等学校における人としての在り方や生き方に関する中核的な指導の場は、十分には担保されていない。こうしたことから、高等学校学習指導要領の次期全面改訂に向けて、社会との関わりの中で主体的に生きる力を育成することをねらいとした新科目の設置に関する検討なども踏まえ、道徳教育の改善のための検討を行うことが必要である。

なお、今回の審議においては、幼稚園から高等学校段階までを通じて、現行の小・中学校の学習指導要領に示されている道徳の内容項目に相当するものを一覧にして作成することや、高等学校での道徳教育の要^{かなめ}として、例えば「人生科」を設置することなどについての意見もあった。

さらに、特別支援学校については、個別の指導計画を作成し、一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導を行うことが必要であり、例えば、特別支援学校小学部及び中学部(知的障害)においては、障害の状態等に応じて、各教科等を合わせた指導が可能となっている。~~このような障害の状態等に応じた弾力的な取扱いについては、~~

今後、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付け、検定教科書が導入された場合にも、各教科等を合わせた指導などの障害の状況等に応じた弾力的な取扱いについて可能と維持する方向で検討することが適当である。

また、知的障害特別支援学級の児童生徒についても、障害の状態等に応じて、各教科等を合わせた指導の中で道徳教育を行うことが有効であるといった意見や、各教科等を合わせた指導を行う場合であっても、教員が、道徳教育を行っていることを意識して指導に当たることが必要であるといった意見などがあった。

※ 参考1、参考2は、省略。